

拾得物保管期間一覧

種別	分類	物品名	警察への届出	連絡	個人情報	展示期間	保管期間	備考
A	貴重品	現金・有価証券	要	—	無	届出日を含む5日間	5日間	一週間以内に警察に届け出る。
A		財布(現金・カード有り)		—	有			
B		定期券	—	要	有	有効期限まで	有効期限まで	
B		学生証・通学証明書		—	—			
B		携帯電話	要	—	有	届出日から翌月の15日まで	最短16日間、最長一箇月間	
C	健康保険証・運転免許証	要		要				有
C	キャッシュカード・預金通帳			—				—
C	クレジットカード			—				—
C	カード	生協ミールカード	—	—	無			
D		プリペイドカード						
D		上記以外のカード	要	—	無			
D	電子機器	音楽プレーヤー						
D		デジタルカメラ						
D		PC・電子辞書						
E		電卓・ゲーム機	—	—	無			
E		上記以外の電子機器						
E	装飾品	時計・ブレスレット	要※	—	無	届出日から翌月の15日まで		※定価が一万円を超過すると思われる物は、警察に届け出る。
E		ピアス・イヤリング						
E		指輪・ネックレス						
E		上記以外の装飾品						
E	衣料品	ジャケット・ジャンパー	—	—	無	届出日から翌月の15日まで		
E		タオル・ハンカチ						
E		靴・サンダル						
E		帽子・マフラー・手袋						
E		上記以外の衣料品	—	—	無			
E	印刷物	教科書・書籍・辞書						
E		六法全書						
E		雑誌・マンガ						
E		上記以外の印刷物	—	—	無	届出日を含む10日間	10日間	
E	食料品	食料品(開封済みのもの)						
E		食料品(未開封のもの)	—	—	無	届出日を含む3日間もしくは消費期限まで	最長3日間	
E		届出日を含む10日間もしくは消費期限まで						
E	雑貨	CD・DVD	—	—	有	届出日から翌月の15日まで	最短16日間、最長一箇月間	
E		USBメモリ						
E		手帳	—	—	無			
E		印鑑						
E		鍵・キーケース						
E		傘						
E		充電器・イヤホン						
E		ノート・ファイル・プリント類						
E		筆記用具・筆箱						
E		弁当箱・水筒						
E		眼鏡・眼鏡ケース						
E		化粧品・医療品						
E		財布(現金・カード無し)						
E		スポーツ用品						
E		バッグ・ケース・小物入れ						
E		上記以外の雑貨						

(注) 上表に記載されている物件以外の拾得物の取り扱いについては、学生部の判断によるものとする。